

権利擁護

けん り よう ご

安心して暮らすための
大切な制度なんです。

全国各地の社会福祉協議会(社協)が進める「権利擁護事業」を、「日常生活自立支援事業」といいます。認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等によって日常生活を営む上で必要な判断を行なうことが困難な方々のための制度です。兵庫県では、この事業をわかりやすく伝えるために「福祉サービス利用援助事業」と呼んでいます。

今号では、この「権利擁護事業」について、制度の内容や穴栗市社協の取り組み状況をお知らせします。

■権利擁護って

こうでいう「権利擁護」とは、福祉サービス利用援助事業のことです。判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの適切な利用を目的として、一連の援助(情報提供・助言・手続き・利用料の支払等)を契約によって、有料(穴栗市では無料)で代行する制度のことです。全国の市区町村社協が実施主体となっています。

■援助の内容は

○福祉サービスの利用援助

福祉サービスの情報提供やそ

のサービスについての内容説明、また、福祉サービス利用にかかる料金の支払いや、苦情解決のために手続き等を行います。

○日常的金銭管理サービス

預貯金の出し入れや税金、公共料金、医療費、日用品費等の支払いについて代行することができます。

○日常生活に必要な事務手続き

住民票の届出といった行政機関等に対する手続きの代行や商品購入に関する簡易な苦情処理制度(クーリングオフ)についても相談に応じることができます。

○書類預かりサービス

年金証書や預貯金の通帳(上

限五十万円まで)・保険証書等の証書類、その他、実印・銀行印などの印鑑類を預かることができます。

これらのサービスは、利用される方が選び、実施主体の社協と契約をします。

■援助の対象者は

この制度が利用できる方は認知症のある高齢者の方や知的障がいや精神障がい等によって日常生活を営む上で必要な判断を行なうことが困難な方となっています。(医師の診断書や障害者手帳がなくても利用できます)

また、判断能力が十分なため、悪質な訪問販売や第三者等からの金銭詐取等によって、生計を営めない高齢者の方や障がいをお持ちの方等についても利用できる制度です。

■これらの相談は社協へ

これらのことについての相談は、穴栗市の社協へ遠慮なく、ご相談ください。相談は無料です。